

第2 (仮称) 大阪市立学校運営条例 (素案) について

1 題名

大阪市立学校活性化条例案

2 各条の内容

(目的)

第1条 この条例は、教育委員会が所管する学校（幼稚園を含む。以下「学校」という。）の運営及びそのために必要な支援に関する基本的事項を定め、学校が幼児、児童及び生徒並びに保護者及び地域住民その他の関係者（以下「保護者等」という。）の意向を斟酌し、教職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第27条、第37条（第49条及び第82条において準用する場合を含む。）及び第60条に基づき学校に置く職員をいう。以下同じ。）がその持てる能力を十分に発揮することにより、幼児、児童及び生徒の活気にあふれる場となるよう学校の運営を行い、もって、幼児、児童及び生徒にとって将来にわたって必要となる力をはぐくむ学校の活性化及び学校教育の振興に資することを目的とする。

(学校運営に関する指針)

第2条 教育委員会は、教育振興基本計画（大阪市教育行政基本条例（平成24年大阪市条例第 号）第3条に規定する教育振興基本計画をいう。以下「基本計画」という。）を踏まえ、毎年、学校の運営の指針となるべき事項を定め、これを学校に示さなければならない。

(校長の職務)

第3条 学校の校長（園長を含む。以下「校長」という。）は、法令、条例、規則その他の規程に基づき当該学校の運営に関する権限と責任とを有し、当該学校の運営に係る最終的な意思決定を行うとともに、当該学校の教職員に対し、その能力、適性及び勤務意欲の向上を図るよう支援及び指導し、かつ監督する。

(学校運営に関する計画)

第4条 校長は、毎年、基本計画及び第2条の指針となるべき事項を踏まえ、当該学校の特色、その学校が所在する地域の特性その他の実情に応じ、当該学校における教育活動その他の学校の運営に関する計画を定めなければならない。

2 前項の計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 当該学校における教育活動その他の学校の運営に関する目標

(2) 前号の目標を達成するための取組

(3) 前2号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項

- 3 校長は、第1項の計画を定めるに当たっては、あらかじめ第9条第1項に規定する学校協議会の意見を聴くものとする。
- 4 校長は、第1項の計画を定めたときは、遅滞なく、当該計画を教育委員会に届け出なければならない。
- 5 教育委員会は、校長が第1項の計画を定めるために必要な支援を行うものとする。

(学校運営のための経費の確保)

第5条 校長は、教育委員会に対し、前条第1項の計画に定めた目標を達成するために必要な経費を要求するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定による要求に基づき、必要となる経費の確保に努めるものとする。

(開かれた学校運営)

第6条 学校は、在籍する児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）の保護者等に対し、当該学校の運営に関する状況を説明する責任を果たすとともに、保護者等との連携及び協力並びに保護者等の当該学校の運営への参加を促進するため、児童等の最善の利益に反しない限り、当該学校における授業その他の教育活動、次条第1項に規定する学校評価の結果その他の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

- 2 校長は、保護者等の意向を的確に把握し、当該意向を当該学校の運営に適切に反映するよう努めなければならない。

(学校評価)

第7条 学校評価（学校教育法第28条、第49条、第62条及び第82条において準用する第42条の評価をいう。以下同じ。）は、当該学校の第4条第1項の計画に定めた目標の達成状況の評価を含めて行わなければならない。

- 2 校長は、児童、生徒又は保護者による評価を斟酌して行う教員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第2項の教員をいう。以下同じ。）の授業に関する評価を踏まえ自ら評価を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、校長は、前項の評価の結果を踏まえた第9条第1項に規定する学校協議会による評価を実施するものとする。
- 4 校長は、学校評価の結果を公表しなければならない。

(学校評価の結果の反映)

第8条 校長は、学校評価の結果を踏まえ、当該学校における取組の改善その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会は、校長が前項の措置を講ずるに当たっては、当該学校の教育水準の向上を図るため、指導助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

(学校協議会)

第9条 教育委員会は、保護者等との連携及び協力、学校の運営への参加の促進並びに幼児、児童及び生徒の意見及び保護者等の意向の反映のため、学校に、学校の運営に関する協議会（以下「学校協議会」という。）を置くものとする。

- 2 学校協議会の委員は、校長の意見を聴いた上で、保護者等及び教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。
- 3 学校協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 学校協議会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 第4条第1項の計画の作成に当たり、校長に意見を述べること
 - (2) 学校関係者評価（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第39条、第79条、第104条及び第135条第1項において準用する第67条の評価をいう。）を実施すること
 - (3) 教員の授業その他の教育活動に係る保護者等の意見に関する協議を行い、児童等に対する指導が不適切である教員に対する措置等について、校長に意見を述べること。ただし、学校協議会が、校長が講じた措置等に不服があるときは、教育委員会に対して、必要な措置を講ずるよう申し出ることができる。
 - (4) 校長の求めに応じ、当該学校の運営に関し意見を述べること
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める事項について、校長に意見を述べること

(校長の採用等)

第10条 校長の採用は、原則として公募（職員からの募集を含む。）により行うものとする。この場合において、職員以外の者は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）に基づき、任期を定めて採用するものとする。

- 2 教育委員会は、校長の任用に当たり、学校教育に関する熱意、識見並びに組織マネジメント及び人材育成に関する能力その他教育委員会が必要と認める資質及び能力について、評価しなければならない。

(市費負担教員の勤務成績の評定)

第11条 学校に勤務する教職員のうち、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第4条第1項第2号に掲げる高等学校・特別支援学校等教育職給料表及び幼稚園・小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける者の勤務成績の評定については、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員の例に準じて、教育

委員会規則で定める。

(校長及び教員の研究と修養)

第 12 条 校長、教員、実習助手及び寄宿舍指導員は、教育活動の実施に当たり、保護者等の意向を斟酌しながら、児童等が自ら進んで学習に取り組む意欲を高めるとともに、児童等にとって将来にわたって必要な力をはぐくんでいけるよう、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育委員会は、校長、教員、実習助手及び寄宿舍指導員が、自律性を備えた人材としてその能力を高め、教育活動において教育に関する専門性を十分に発揮できるよう、研修の奨励、環境の確保その他の施策の充実に努めなければならない。

(校長の人事に関する意見の尊重)

第 13 条 教育委員会は、教職員の任免その他の進退について、法第 36 条及び第 39 条の規定により校長が申し出た意見を尊重するものとする。

2 教育委員会は、次条第 2 項の規定による申出があったときは、これを尊重しなければならない。

(教員の指導改善に向けた支援等)

第 14 条 校長は、学校の教員について、児童等に対する指導が不適切であると疑われるとき又は第 9 条第 4 項第 3 号に掲げる児童等に対する指導が不適切である教員に対する措置等についての意見を受けたときは、当該教員に対し、児童等の指導の改善に必要な指導及び助言を行うとともに、事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。

2 校長は、前項の事実確認その他の措置に基づき、当該教員の児童等に対する指導が不適切であると判定したときは、その旨を教育委員会に申し出るものとする。

3 教育委員会は、第 9 条第 4 項第 3 号ただし書に基づく申出を受けたときは、校長に必要な指導及び助言を行うとともに、当該教員に対する事実確認その他の措置を講ずるものとする。

4 教育委員会は、第 2 項の申出又は前項による事実確認に基づき、児童等に対する指導が不適切であると認定した教員について、教育公務員特例法第 25 条の 2 第 1 項に規定する指導改善研修その他の措置を講ずるものとする。

5 教育委員会は、教育公務員特例法第 25 条の 2 第 4 項の認定その他の判定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教員に対して、免職その他の必要な措置を厳正に講じなければならない。

(就学校指定に関する手続)

第 15 条 教育委員会は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 32 条第 1 項による保護者の意見を聴取する手続に関し必要な事項を定め、公表するもの

とする。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

3 附則関係

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条及び第 11 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 第 10 条第 1 項の公募及び任命に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行前に教育委員会が定めた学校教育に関する指針は、第 2 条の規定に基づき定められたものとみなす。

4 校長は、学校協議会が設置されるまでの間、第 4 条又は第 7 条に規定する学校協議会の意見に代えて、保護者等の意見をもって、第 4 条の計画を作成し、又は第 7 条の学校評価を行うことができる。